

(厚生労働委員会)

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を平成十六年四月一日から公布の日に改めるとともに、改正後の児童手当法を平成十六年四月一日から適用するため所要の規定の整備を行う旨の修正がなされた。